

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和6年度）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。
令和6年度においては、以下の事業に充当しています。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 71,036千円

（歳出）

・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 724,207千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
		特定財源	一般財源	
国民健康保険事業	49,190	25,613	23,577	71,036
介護保険事業	157,751	10,849	146,902	
後期高齢者医療保険事業	50,731	37,926	12,805	
障害者相談支援事業	3,608	0	3,608	
重度心身障害児（者）医療事業	17,424	7,588	9,836	
障害者自立支援事業	171,236	129,219	42,017	
中山間地域介護サービス事業	11,138	5,569	5,569	
訪問入浴介護事業	4,505	0	4,505	
私立保育所運営事業	224,496	171,795	52,701	
予防接種事業	17,824	4,226	13,598	
総合健診事業	10,577	232	10,345	
母子保健事業	5,727	558	5,169	
合 計	724,207	393,575	330,632	71,036